

御殿場市子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について

保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れ・育児不安などために一時的に家庭で児童の養育が困難になった場合に、一定期間宿泊でお子さんをお預かりする事業です。

★ ご利用できる児童

18歳未満の御殿場市内に居住する児童であり、当該児童の保護者が次のいずれかの事由に該当するもの。

- (1) 病気
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安などの精神的な理由
- (3) 出産、看護、事故、失踪など家庭養育上の理由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事へ参加する場合

★ 利用方法

利用したい児童の保護者からの申請が必要です。

※詳しい利用の流れは裏面をご覧ください。

★ 利用料（1日につき）

（例えば1泊2日の場合は2日分の利用料がかかります。）

区分	市民税課税世帯	非課税世帯または ひとり親の課税世帯	生活保護世帯又は ひとり親の非課税世帯
2歳未満	5,350円	1,100円	0円
2歳以上	2,750円	1,000円	0円

※生活保護世帯には、生活保護世帯に準じる世帯として市長が認めるものを含む。

担当：御殿場市子育て支援課

☎0550-82-4124

7 事業の流れ

